

改正

令和4年12月7日条例第24号

立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 差別の禁止（第6条）

第3章 合理的配慮等（第7条～第17条）

第4章 相互理解の促進（第18条）

第5章 差別に対する相談体制（第19条～第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

一人ひとり、それぞれが異なり、かけがえのない大切な存在である。どのような人に対しても、孤立や排除があってはならない。

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせること、みんなと同じであることが良いという価値観が根強く存在してきた。その結果、誰もがもつそれぞれの個性やかがやきが否定されやすく、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人ひとりの人格や個性を否定し、全ての人を不自由にするものである。

私たち市民は、このような地域社会のありようを変えようと、障害の有無、障害の種別、民間や行政を問わず、地域の多様な関係者が協働して、努力を続けてきた。その精神を引き継ぎ、誰もが暮らしやすいまちをつくるための取組をさらに進めていく。

障害は、個人の問題として捉えられてきたが、社会との関係性で生じるものであり、地域社会を構成する全ての人の問題である。機能的な障害も、生まれつきのものだけでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものである。障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることであり、私たち市民一人ひとりが日々取り組むべき課題である。

私たち市民は、多様性を認める地域社会こそが、豊かな地域社会であると認識し、一人ひとりが

異なることを前提に、お互いを大切にし、認め合い、尊重し、誰もがかがやけるまちを目指す。

そのために、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例をここに制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害の理解及び差別の解消に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、誰もが地域社会の一員として尊重されることにより、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 心身の機能と社会的障壁との相互作用により、継続的に日常生活又は社会生活に制約があること。
- (2) 差別 障害を理由として、不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること。
- (3) 社会的障壁 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (4) 合理的配慮 障害のある人が他の人との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するためのもので、社会的障壁を取り除くために、その性別、年齢及び障害の状態に応じて配慮を行うこと。ただし、均衡を失するもの又は過度の負担を課すものは、除く。
- (5) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者（市を除く。）

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくるため、多様性を認めようとして、お互いがその人格及び個性を尊重しなければならない。

2 市、市民及び事業者は、差別の多くが障害及び障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害のある人に対する理解を広める取組を推進しなければならない。

3 市、市民及び事業者は、社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供が障害の有無にかかわらず全ての市民にとって有益であることを認識し、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、相互に協力

しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるため、障害及び障害のある人に対する理解を広め、差別を解消するための施策を実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者が行う基本理念を実現するための様々な取組に協力するため、必要な環境の整備に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるため、協力するよう努めるものとする。

第2章 差別の禁止

(差別の禁止)

第6条 何人も、障害のある人に差別をしてはならない。

第3章 合理的配慮等

(保健及び医療に関する合理的配慮等)

第7条 市は、障害のある人及びその家族が必要な医療、健康診査等を受けられるよう、保健、医療及び福祉に係る事業者と連携し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、障害のある人の保健事業を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 保健及び医療に係る事業者は、従事者に対して、障害に対する理解を深めるため、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(福祉サービスに関する合理的配慮等)

第8条 市（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）及び福祉に係る事業者は、支援又はサービスの提供にあたっては、障害のある人の意思並びに人格及び個性を尊重するものとする。

2 市は、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な場所で相談を受けられるようにするため、事業者との連携により、様々な相談に対応する体制を整備するものとする。

3 市及び福祉に係る事業者は、障害のある人が地域で生活を営むため、障害に対する理解及び障害のある人の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(教育に関する合理的配慮等)

第9条 市は、障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が個々に応じた教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、児童及び生徒並びに保護者に対し、障害について正しく理解するため、必要な知識を提供するものとする。

3 市は、教職員が障害に対する理解及び特別支援教育の理解を深め、並びに児童及び生徒間の相互理解の促進に関する専門性を高めるため、必要な研修を実施するものとする。

4 市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校と立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校との連携及び交流を推進するよう努めるものとする。

5 教育活動を行う事業者は、障害のある幼児、児童及び生徒に対し、個々に応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（保育に関する合理的配慮等）

第10条 市（指定管理者を含む。以下この条において同じ。）は、障害の有無にかかわらず、全ての乳幼児及び児童が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある乳幼児及び児童が個々に応じた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 保育に係る事業者は、障害のある乳幼児及び児童に対し、個々に応じた保育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市及び保育に係る事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、立川市学童保育所条例（昭和42年立川市条例第41号）第1条に規定する学童保育所その他これに準ずる施設の職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある乳幼児及び児童の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

（療育に関する合理的配慮等）

第11条 市は、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある子どもがその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 療育に係る事業者は、障害のある子どもに対し、一人ひとりの障害の特性を適切に把握するとともに、子どもの成長及び発達に合わせてより効果的な手法を用いた療育を提供するものとする。

3 市及び療育に係る事業者は、従事者に対し、障害に対する理解及び障害のある子どもの家

族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(雇用に関する合理的配慮等)

第12条 市は、障害のある人の雇用及び職場に定着することを促進するため、国等の行政機関と連携し、事業者に対する必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、相談窓口の設置のみならず、障害のある人からの雇用及び雇用継続に関する相談への対応が適切に機能するよう努めるものとする。

3 事業者は、障害のある人とない人が相互に理解し、及び障害のある人が職場に定着するため、従事者に対して障害に対する理解を深めることに関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

(公共的施設の利用に関する合理的配慮等)

第13条 市（指定管理者を含む。以下この条において同じ。）は、障害のある人の社会参加を促進するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両等の移動施設を含む。以下「交通施設」という。）その他の公共的施設を円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の社会参加を促進するため、当該公共的施設を円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の場合において、市及び交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の意見を聴くなど、建設的対話を行うものとする。

(文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習に関する合理的配慮等)

第14条 市（指定管理者を含む。）及び事業者は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

(情報保障等に関する合理的配慮等)

第15条 市（指定管理者を含む。）は、障害のある人に対し、情報を取得し、又は理解しやすくするため、意思疎通の支援を行う者及び機器を活用するなど、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、障害のある人にサービスを提供するに当たり、様々な工夫を用いて意思疎通を図り、又は情報をわかりやすく提供するものとする。

(住居に関する合理的配慮等)

第16条 市は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、福祉に係る事業者と連携し、障害のある人が自ら選択した地域の中で安心して生活を営むことができるよ

う必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、市及び福祉に関係する事業者と連携し、障害のある人が地域の中で安心して生活を営むことができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(防災に関する合理的配慮等)

第17条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、障害のある人及びその家族に配慮した防災に関する計画を策定するとともに、防災に関する事業を推進するに当たっては、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

第4章 相互理解の促進

(相互理解の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共に生き、支え合うまちとなるよう、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 障害のある人もない人も、地域社会の一員として、相互に理解を深め、共に暮らしやすいまちをつくるよう努めるものとする。

第5章 差別に対する相談体制

(相談、助言等)

第19条 障害のある人及びその関係者は、市又は市が委託する相談機関等（以下「委託相談機関等」という。）に対し、差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- 2 委託相談機関等は、特定相談を受けたときは、速やかに相談内容を市に報告するものとする。
- 3 市は、特定相談又は前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 特定相談に係る関係者への事実の確認及び調査を行うこと。
 - (2) 特定相談に係る関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (3) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - (4) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- 4 特定相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項各号に掲げる事項に関して協力しなければならない。

(あっせんの申立て)

第20条 障害のある人は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、特定相談に係る事案（以下「当該事案」という。）を解決するため、必要なあっせんの申立てをすることができる。

- 2 障害のある人の家族、後見人その他の障害のある人と深くかかわり合いがある者は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、あっせんの申立てをすることができる。ただし、当該障害のある人本人の意思に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 あっせんの申立ては、前条第3項各号に掲げる事項を行った後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 あっせんの申立ては、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
 - (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる事案であって、行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。
 - (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
 - (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
 - (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

（あっせん）

第21条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する申立てがあつたときは、第23条第1項に規定する立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会（以下この条において「協議会」という。）に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

- 2 協議会は、前項に規定するあっせんを行うことの適否を判断するため、必要があると認めるときは、当該事案に係る関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、協議会があっせんを行うことが相当であると答申した場合には、当該事案につき、あっせんを行う。

（勧告及び公表）

第22条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事案につき差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(協議会の設置)

第23条 差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 市長から諮問のあった当該事案の調査及び審議に関すること。
 - (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第18条に規定する協議会の事務等に関すること。
- 3 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する関係機関及び次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が任命する。
 - (1) 障害者差別解消法第17条第2項各号に掲げる者
 - (2) 障害のある人の権利擁護に関する優れた識見を有する者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 市長は、障害のある人に係る法制度の動向を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年12月7日条例第24号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。